

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【公開番号】特開2016-45301(P2016-45301A)

【公開日】平成28年4月4日(2016.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-020

【出願番号】特願2014-168366(P2014-168366)

【国際特許分類】

G 03 B 17/02 (2006.01)

F 16 C 11/04 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

G 03 B 17/04 (2006.01)

【F I】

G 03 B 17/02

F 16 C 11/04 F

H 04 N 5/225 B

G 03 B 17/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月9日(2017.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するために、本発明は、電子機器であって、前記電子機器の本体に対して第1回動軸で回動するように、前記電子機器の本体に取り付けられる第1ヒンジ部材と、前記第1ヒンジ部材に対して第2回動軸で回動するように、前記第1ヒンジ部材に取り付けられる第2ヒンジ部材と、前記第2ヒンジ部材に取り付けられる表示ユニットと、前記電子機器の本体に設けられる第1係止部と、前記第1ヒンジ部材に設けられる第2係止部と、前記第2ヒンジ部材に設けられる第1被係止部と、前記第2ヒンジ部材に設けられる第2被係止部と、を具備し、前記第1回動軸は前記第1ヒンジ部材の一方側に配置され、前記第2回動軸は前記第1ヒンジ部材の他方側に配置され、前記表示ユニットが前記電子機器の本体に対して収納される収納状態となるとき、前記電子機器の本体、前記第1ヒンジ部材、前記第2ヒンジ部材および表示ユニットが互いに重なり合って、前記第1係止部が前記第1被係止部を係止し、前記第2係止部が前記第2被係止部を係止し、前記収納状態から前記表示ユニットを前記第2回動軸で回動させることなく、前記表示ユニットを前記第1回動軸で回動させると、前記第2係止部が前記第2被係止部を係止したまま、前記第1係止部と前記第1被係止部との係止が解除され、前記収納状態から前記表示ユニットを前記第2回動軸で回動させると、前記第1係止部と前記第1被係止部との係止が解除され、前記第2係止部と前記第2被係止部との係止が解除されることを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

図2に示す表示ユニット2の閉じ状態では、第1ヒンジ部21は、カメラ本体1の背面

と略平行配置され、第2ヒンジ部22は、カメラ本体1との間に第1ヒンジ部21を挟む位置で第1ヒンジ部21と略平行配置される。即ち、表示ユニット2がカメラ本体1に収納された状態では、カメラ本体1と、第1ヒンジ部21と、第2ヒンジ部22と、表示ユニット2は、互いに重なりあう。また、回動軸1Bは、カメラ本体1の背面上辺側で回動軸1Aと略平行に配置される。そして、表示ユニット2は、第2ヒンジ部22の第1ヒンジ部21を向く面の反対側の面に対して図の上下方向にスライド移動可能に保持される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

図5(a)及び図5(b)に示すように、カメラ本体1の背面部には、係止爪8が回動可能に保持され、係止爪8は、付勢バネ9により図の反時計回り方向へ付勢されている。また、第2ヒンジ部22は、表示パネル4を保持するホルダ10を有し、ホルダ10は、第2ヒンジ部22にスライド移動可能に取り付けられている。ホルダ10には、表示ユニット2の閉じ状態で係止爪8が係止される係止部10aが設けられている。また、係止部10aの図の下側には、係止部10bが設けられている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

係止部10bには、第1ヒンジ部21に設けられた、後述するFPC(フレキシブルプリント基板)13(図9(b)参照)を保護する保護カバー12の凸形状部12aが係止される。よって、表示ユニット2は、回動軸1Bにより回動可能に保持されているが、係止爪8と係止部10aとの係止、及び凸形状部12aと係止部10bとの係止が解除されない限り回動できないようになっている。ここで、係止爪8と係止部10aとは、本発明の第1係止部及び第1被係止部の一例に相当し、凸形状部12aと係止部10bとは、本発明の第2係止部及び第2被係止部の一例に相当する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子機器であって、

前記電子機器の本体に対して第1回動軸で回動するように、前記電子機器の本体に取り付けられる第1ヒンジ部材と、

前記第1ヒンジ部材に対して第2回動軸で回動するように、前記第1ヒンジ部材に取り付けられる第2ヒンジ部材と、

前記第2ヒンジ部材に取り付けられる表示ユニットと、

前記電子機器の本体に設けられる第1係止部と、

前記第1ヒンジ部材に設けられる第2係止部と、

前記第2ヒンジ部材に設けられる第1被係止部と、

前記第2ヒンジ部材に設けられる第2被係止部と、を具備し、

前記第1回動軸は前記第1ヒンジ部材の一方側に配置され、前記第2回動軸は前記第1ヒンジ部材の他方側に配置され、

前記表示ユニットが前記電子機器の本体に対して収納される収納状態となるとき、前記電子機器の本体、前記第1ヒンジ部材、前記第2ヒンジ部材および表示ユニットが互いに重なり合って、前記第1係止部が前記第1被係止部を係止し、前記第2係止部が前記第2被係止部を係止し、

前記収納状態から前記表示ユニットを前記第2回動軸で回動させることなく、前記表示ユニットを前記第1回動軸で回動させると、前記第2係止部が前記第2被係止部を係止したまま、前記第1係止部と前記第1被係止部との係止が解除され、

前記収納状態から前記表示ユニットを前記第2回動軸で回動させると、前記第1係止部と前記第1被係止部との係止が解除され、前記第2係止部と前記第2被係止部との係止が解除されることを特徴とする電子機器。

【請求項2】

請求項1に記載の電子機器であって、

前記第1被係止部に設けられた前記第2ヒンジ部材の部分の反対側に前記第2被係止部が設けられ、

前記表示ユニットが前記収納状態となるとき、前記第1被係止部および前記第2被係止部は、前記第1係止部と前記第2係止部との間に配置されることを特徴とする電子機器。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の電子機器であって、

前記第2ヒンジ部材は、前記表示ユニットを保持するホルダを有し、前記第1被係止部および前記第2被係止部は、前記ホルダに設けられていることを特徴とする電子機器。

【請求項4】

請求項3に記載の電子機器であって、

前記ホルダは、前記第2ヒンジ部材にスライド移動可能に取り付けられていることを特徴とする電子機器。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項に記載の電子機器であって、

前記第1ヒンジ部材は、カバーを有し、前記第2係止部は、前記カバーに設けられていることを特徴とする電子機器。

【請求項6】

請求項5に記載の電子機器であって、

前記電子機器の本体と前記表示ユニットとを電気的に接続するフレキシブル基板を有し、前記カバーは、前記フレキシブル基板を保護することを特徴とする電子機器。